

# コンビニエンスストアおよびスマートフォン決済アプリで 保険料等が納付できるようになりました

令和3年10月よりコンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)での納付ができるようになり、またスマートフォンのアプリを利用して、いつでもどこでも納付できるようになりました。

## 納付できる保険料等

介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所運営費保護者負担金(保育料)

## 利用できるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、コミュニティ・ストア、生活彩家、セイコーマート、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、ハマナスクラブ、MMK (マルチメディアキオスク端末)設置店

## 利用できるスマートフォン決済アプリ

アプリ名	LINEPay (ラインペイ)	PayPay (ペイペイ)	PayB (ペイビー)
支払い方法	アプリの残高支払い	アプリの残高支払い	リアルタイム口座振替
各アプリの ダウンロードは こちらから			

## 利用方法

コンビニでのお支払いをされる場合は、お手元の納付書をレジにお出してください。

アプリ決済を利用される場合は、上記アプリをスマートフォンなどにダウンロードし、利用者登録した上で、納付書のバーコードを読み取ることで納付できます。

## コンビニおよびアプリで納付できない納付書

- ①納期限を過ぎたもの
- ②バーコードの印字がないもの、読み取れないもの
- ③納付書1枚あたりの金額が30万円を超えているもの
- ④金額を訂正したもの

## 注意事項

- ①アプリを利用して納付された場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、役場または金融機関、コンビニで納付してください。
- ②アプリを利用して納付された場合は、納付書に納付済みである旨を記載していただくか、使用した納付書を破棄するなど、二重に納付されないようご注意ください。
- ③アプリで納付操作完了後は、納付の取り消しはできません。
- ④支払い金額以上の残高がアプリ内にはない場合はご利用できません。
- ⑤アプリ利用に伴う決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
- ⑥クレジットカード支払いには対応していません。
- ⑦アプリに関しては、アプリの運営会社へお問合せください。

## 問合せ先

介護保険料については、役場 民生課 内線115

後期高齢者医療保険料については、役場 保険医療課 内線171

保育所運営費保護者負担金(保育料)については、役場 子育て支援課 内線166